【はじめに】

私たちにとって、「食」は、生命と健康の基本であり、日々の食事は、家庭や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康、生きる喜びをもつくり上げてくれるものです。

橋本市は、その自然環境を活かし、市内、県内、国内の皆さまに安全でおいしい「食」を提供する重要な役割を担うとともに、市内では、各種の食を通じた健康づくりの取組をはじめ、親子を対象にした農作業体験や調理実習、郷土の農林水産業の学習を進める事例など関係者の皆さんが連携し、主体的に食育に取り組む動きが進んでいます。

このため、当市では、このような食育の取組を支援するとともに、食育の効果的な推進を図るため、このたび「第２次橋本市食育推進計画」を策定し、地域住民と一体となった食育の取組を進めることといたしました。

食育の取組は、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において、すべての市民の皆さんに参加、実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、橋本市の皆さんと一緒になって「食育推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

１．本計画の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況にあります。

さらに世界的な食糧需給のひっ迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食べものと生産現場のつながりの確保や家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスといった食に関する問題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成１７年６月に「食育基本法」を制定し、平成２８年３月には「実践の輪を広げよう」をコンセプトとした「第３次食育推進基本計画」を作成しました。

また、和歌山県では、平成３０年３月に「食べて元気、わかやま食育プラン」（第３次和歌山県食育推進計画）を作成し、県内の食育を総合的に進めることとしています。

橋本市でも、他の地域と同様に食生活の変化に伴う様々な課題が見られますが、市内にはおいしく新鮮な食材があり、また、そうした食材を活用した郷土料理や、特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、食育を行うのに恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、橋本市においても国や県などと連携しながら、市民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「第２次橋本市食育推進計画」を策定します。

なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第４１条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。

２．食育の定義

食育とは、様々な経験を通じ「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

３．本計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第１８条第１項に基づき、国の食育推進計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置づけられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。

計画の実施にあたっては、既存の関連計画等と調和を図り、食育を推進します。

□橋本市食育推進計画の位置づけ

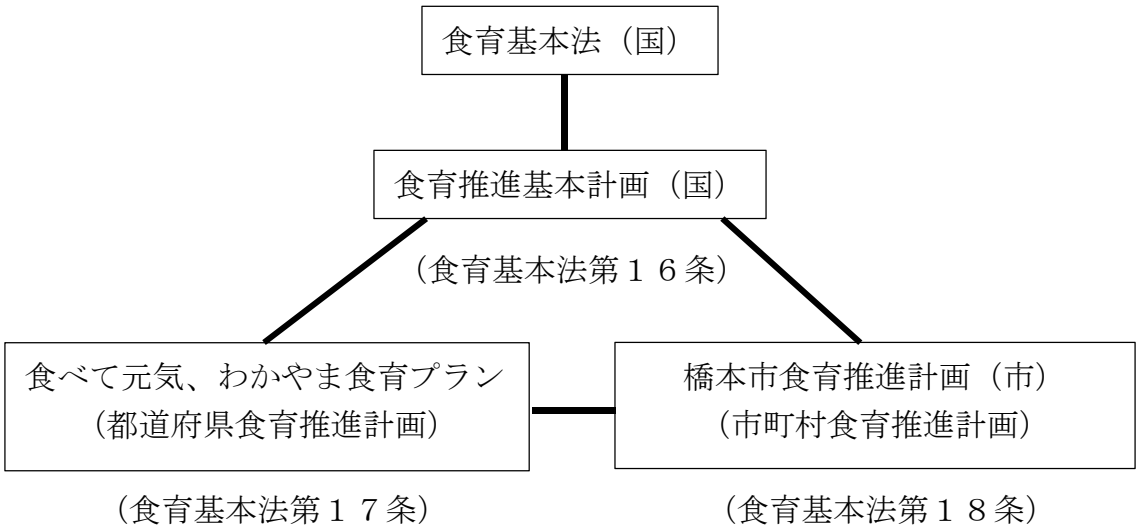

４．計画の期間

この計画の期間は、平成３０年度から平成３４年度までの５年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

（※　参考）

●第３次食育推進基本計画（国）の計画期間（H28-H32）
●食べて元気、わかやま食育プランの計画期間は（H30-H34）
●学校給食での和歌山産品利用拡大戦略アクションプラン（H29）

５．橋本市の食をめぐる現状と課題

（１）食をめぐる社会情勢の変化

橋本市において、高齢化が速いペースで進むとともに、核家族化の進行や女性雇用者の増加といった動きも見られます。

このような社会情勢の変化の中で、食に関する簡便化・外部化が進展してきています。

（２）食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。

この傾向は、橋本市においてもみられており、適切な対応が必要とされています。

（３）橋本市における食糧生産の現状

橋本市は、柿、鶏卵の生産をはじめ、農林水産業や食品産業など食に関連する産業が地域産業となっています。食糧を生産する橋本市の特色を生

かした食育を推進していくことが重要となっています。

また、農業・農村は次のような機能も有しており、これら資源を有効に活用した「食育」に取り組むことも大切です。

◆農業・農村の多面的機能（農林水産省ホームページから）	
○　一時的に雨水をためて洪水を防ぐ機能	○　農作業の体験学習の機能
○　土の流出を防ぐ機能	○　土砂崩れを防ぐ機能
○　地下水を作る機能	○　川の流れを安定させる機能
○　生きもののすみかになる機能	○　暑さをやわらげる機能
○　伝統の文化を伝承する機能	○　農村の景観を保全する機能
	○　癒しや安らぎをもたらす機能

（4）食文化の伝承と環境問題

食生活の多様化や簡便化が進む中で、これまで先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われることが懸念されており、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが必要となっています。

また、世界的な食糧需給のひっ迫、食糧不足が問題となる中で、我が国においては、食べ残しなどに伴う大量な食品の廃棄が行われており、これらの削減による環境負荷の低減などが求められています。

（5）食育に対する理解と取組

橋本市において、食育に関係する機関・団体などが役割を分担しながら、食育の推進に取り組まれており、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場産物の活用など、実際に行動で改善、維持していくべき課題があります。

さらに、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中、引き続き、食育の大切さを周知し、取組の実践を図っていく必要があります。

６．食育に関する３つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、橋本市では食育の推進を効果的に図るため、次の３つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標　Ⅰ	**市民の健康づくりにつながる食育の推進**

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。

食べものと心や体の関係を知るとともに、身体に良い食品の適切な選択の実践などにより、乳幼児期から高齢期まで、健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

基本目標　Ⅱ	**地産地消と一体となった食育の推進**

橋本市は豊な自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材があり、消費者と生産者が顔の見えるつきあいができる特徴を持った地域です。

各種体験活動により、本市の農林水産業や食品産業など食に関する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組を推進します。

基本目標　Ⅲ	**未来を担う子どもを育む食育の推進**

食育はすべての市民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものとして重要です。

食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、市としても学校教育活動の中で食に関する指導などを進めて

いきます。

７．関係者の役割・連携

橋本市においては、３つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農林業関係団体、商工団体、学校、保育園等がそれぞれの視点で地域にあった食育の取組を行っていきます。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取組が進むように次の基本目標に即して、食育を推進していきます。

１	**家庭における食育の推進**

※　子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を実践するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。

２	**保育園・幼稚園・学校における食育の推進**

※　保育園・幼稚園・学校などにおいて、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、伊都地方農業振興協議会や橋本市生活研究グループ連絡協議会などの地域の関係団体と連携して開催している、柿の体験学習や柿料理講習会を継続して行い、農業体験や調理に関する体験、昼食時間での食事マナー学習などを計画的に推進します。

３	**地域における食育の推進**

※　地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立

を図るため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用し、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・小売業・外食産業・職場・自治会等を通じて住民への普及啓発を図ります。

4	生産者団体における食育の推進

※　橋本市の学校給食には、出塔柏原営農研究会学校給食納入部会、橋本市農産加工グループ、くにぎ広場・農産物直売交流施設組合が農産物や味噌の食材を納入していますが、品質の高い食品を安定的に供給することとあわせて、各種体験活動の実施、協力等学習機会の提供を通じて、地域の生産物や生産、流通に関わる人々の営みの理解を深め、その大切さを伝える取組などを進めます。

5	行政における食育の推進

※　食を通じて生活習慣病等の予防を図るため、保健福祉センターにおいて食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市が行っている健康診断に併せて、各個人や健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。（健康診断の促進、栄養相談など開催）

　また、和歌山県下において先進的な取組とされている、出塔柏原営農研究会学校給食納入部会、学校給食センター及び栄養士と地元農産物供給についての会議の開催など、地域住民や農林漁業者の自主的な取組を支援し、また協働するとともに、食育の推進するための組織づくりなど、幅広い取組に関わっていきます。

さらに、食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、ＮＰＯなどボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進を進めます。

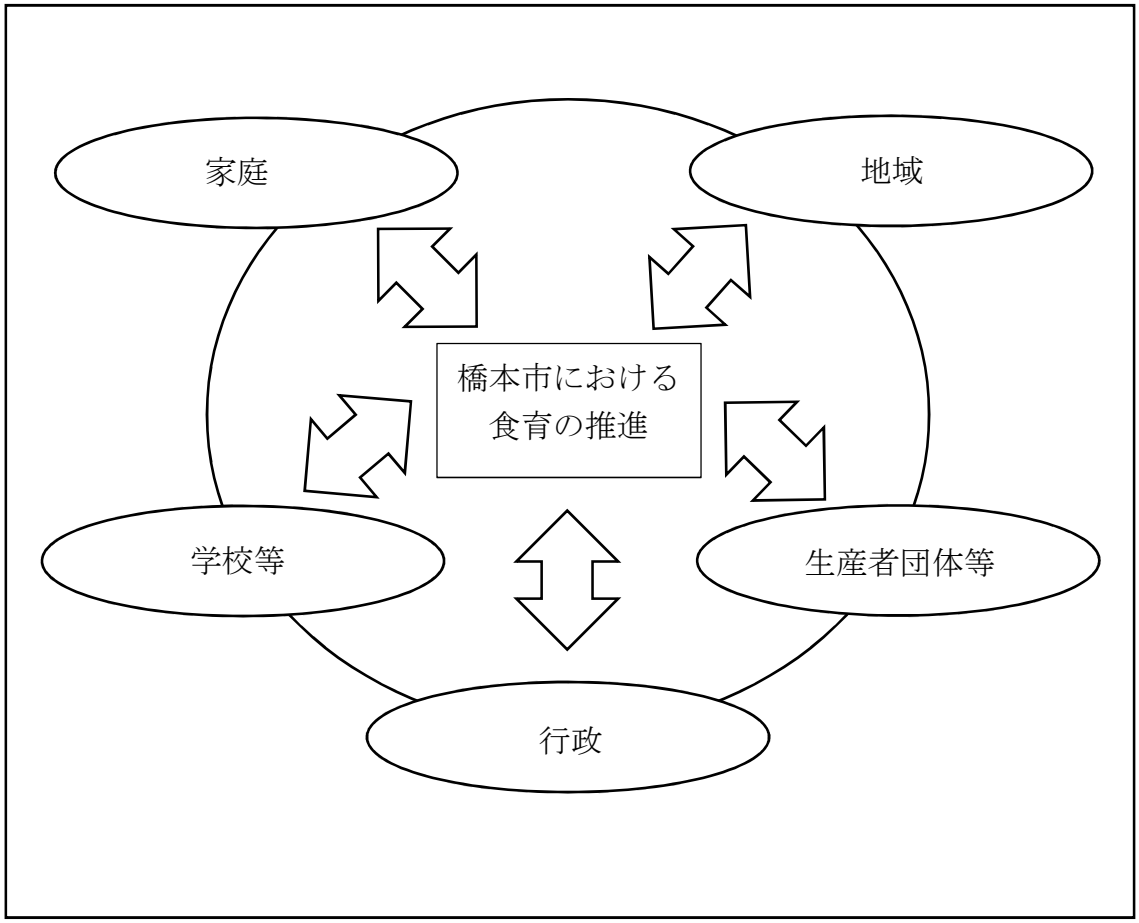

※　関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等とが横断的な連携を図りながら計画の推進に積極的に努めます。

８．橋本市における食育の取組（第１次　H24-H28）

健康づくりにつながる食育の推進	地産地消と一体となった食育の推進	未来を担う子どもたちへの食育の推進
・離乳食教室 ・アトピー教室 ・ごちそうさん教室 （生活習慣病予防料理教室） ・ヘルスアップ教室 ・出前講座 ・栄養相談 ・乳児検診 ・料理教室 ・ママパパ教室	・楽しいお弁当作り ・お国自慢料理 ・日本の味伝承講座 ・子どもクッキング教室 ・グルメ倶楽部 ・乳幼児学級どんぐりくらぶ ・郷土料理教室 ・男の料理教室＆ランチ交流会 ・農作業体験交流会 ・自然イキイキ☆ますのつかみ取り ・いもほり体験 ・もぐもぐ☆スイーツ ・未来の食卓を考える ・料理教室シェフのエプロン ・プロに学ぼう料理教室 ・フリースクール ・郷土料理「いとうまし」 ・子どもクッキング	・保育園給食 ・菜園・収穫活動 ・クッキング ・親子クッキング ・給食試食会 ・食に関する情報提供 ・アレルギー食の対応 ・食事づくり教室 ・栄養教諭の小中学校における食育指導 ・かんたん☆朝ごはん ・調理実習 ・親子クッキング教室 ・野菜を使ったおやつづくり ・バイキング料理 ・「柿」の体験学習 ・学校給食における小中学生と生産者との交流

【関係団体・行政機関】

・健康課	・橋本地区公民館 ・西部地区公民館 ・紀見地区公民館 ・紀見北地区公民館 ・隅田地区公民館 ・恋野地区公民館 ・学文路地区公民館	・こども課 ・いきいき長寿課 ・学校教育課 ・家庭教育支援室 ・学校給食センター ・伊都振興局